

第3章

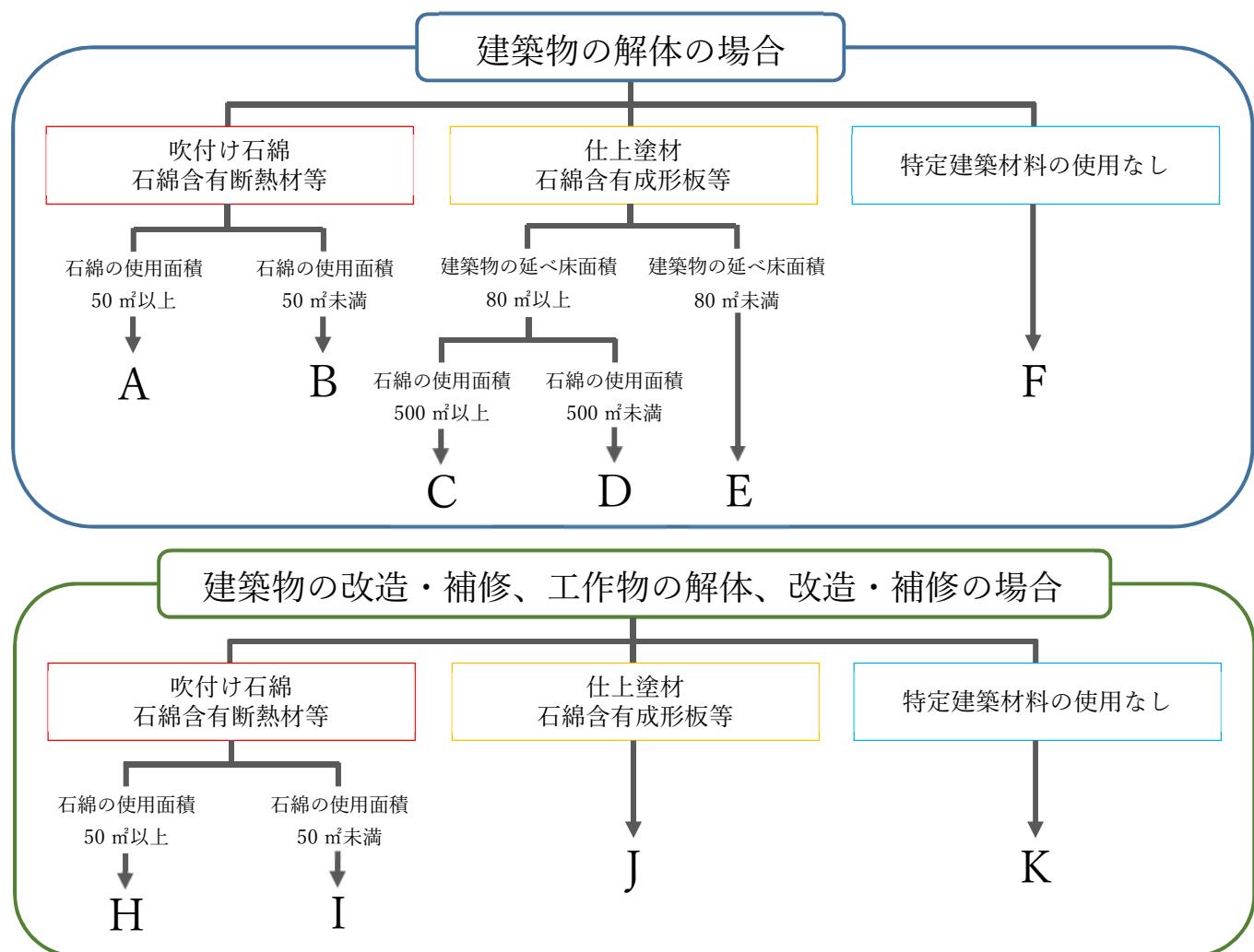
アスベストの届出等に関する Q&A

Q3-1. アスベストの届出等とは何か。どのアスベストの届出を提出すればよいのか。

【A3-1】

建築物や工作物の解体、改造・補修工事を行う際には、まちづくり局に提出する建築リサイクル法の届出とは別に、環境局にアスベストについての届出や報告書を提出しなければならない場合があります。

工事の規模やアスベスト建材の使用面積によって、必要な届出等は変わってきます。事前調査結果の報告（事前調査結果報告書）については Q2-10 をご参照ください。特定粉じん排出等作業実施届出書、その他川崎市条例に基づく届出等につきましては、下表をご参照ください。



	A	B	C	D	E	F	H	I	J	K
特定粉じん排出等作業実施届出書	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-
石綿排出等作業実施届出書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
石綿濃度測定計画届出書	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
石綿濃度測定結果報告書	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
作業完了報告書	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-

関係法令・参考：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第67条の5、第67条の6、第67条の7

Q3-2. 届出等はどう作成すればよいか。どういった資料が必要なのか。

【A3-2】

各種届出等は、表紙（様式）に資料を添付の上、正副2部作成してください。用紙はA4サイズでご提出ください。もし図面や工程表等、A3サイズになる場合はA4サイズに折りたたんでください。

なお、事前調査結果の報告（事前調査結果報告書）についてはQ2-10、Q2-11をご参照ください。

必要な表紙や資料につきましては、下記URLに各種届出等の様式と作成ガイドがありますので、ご参照ください。

川崎市「【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板」

URL: <<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016948.html>>

Q3-3. 届出者は元請業者と発注者のどちらになるのか。

【A3-3】

届出者は届出の種類によって違います。詳しくは下表をご参照ください。

根拠	届出名	届出者
法律	事前調査結果の報告（事前調査結果報告書）	元請業者・自主施工者
	特定粉じん排出等作業実施届出書	発注者
条例	石綿排出等作業実施届出書	元請業者・自主施工者
	石綿濃度測定計画届出書	元請業者・自主施工者
	石綿濃度測定結果報告書	元請業者・自主施工者
	作業完了報告書	発注者/元請業者・自主施工者

作業完了報告書については、特定粉じん排出等作業実施届出書に対する完了報告書については発注者が届出者、石綿排出等作業実施届出書に対する完了報告書については元請業者又は自主施工者が届出者となります。

関係法令・参考：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第67条の5、第67条の6、第67条の7

大気汚染防止法 第18条の15 第6項

第18条の17

Q3-4. 届出等の提出先（提出方法）について教えてほしい。

【A3-4】

アスベスト関係の届出等の提出先（提出方法）は以下の通りです。

●事前調査結果の報告（電子申請）の場合

石綿事前調査結果報告システム

URL : <<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>>

●事前調査結果の報告の資料をLoGoフォームで申請する場合

下記URLページ下部、提出方法>(1)Logoフォームによる提出を参照ください。

川崎市「【石綿事前調査結果報告システム】電子申請時の提出書類について」

<<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000132114.html>>

●事前調査結果の報告の資料をメールで提出する場合

Mail : 30suisin@city.kawasaki.jp

メール件名：「事前調査結果報告関係資料の送付について」

※事前調査結果の電子報告の受付番号、対象となる解体等工事現場の工事名、住所の記載をお願いします。

●事前調査結果の報告・資料/その他アスベスト関係の届出等を紙媒体で提出する場合の窓口

住所：神奈川県川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第三庁舎17階

環境局 環境対策部 環境対策推進課 アスベスト担当

TEL : 044-200-2526

Mail : 30suisin@city.kawasaki.jp

※事前調査結果の資料のみの提出の場合、電子報告の受付番号、対象となる解体等工事現場の工事名、住所の記載をお願いします。

●事前調査結果の報告・資料を紙媒体で郵送による提出する場合

郵送先：〒210-8577（住所不要）環境局 環境対策部 環境対策推進課 アスベスト担当宛て

「事前調査結果報告書在中」

※事前にメール（30suisin@city.kawasaki.jp）でご連絡ください。件名は「アスベスト事前調査結果の郵送について」としてください。

※必要となる添付文書類をよくご確認の上、正本・副本1部ずつ（計2部）と副本の返信用封筒（切手貼付のこと）を同封ください。

※事前調査結果の報告のみの場合に郵送による提出を受け付けております（その他のアスベスト関係の届出がある場合は、事前調査結果の報告を含め、電子申請もしくは窓口にて提出ください）

※事前調査結果の資料のみの提出の場合、電子報告の受付番号、対象となる解体等工事現場の工事名、住所の記載をお願いします。

Q3-5. 届出等の提出期限はいつか。

【A3-5】

アスベスト関係の届出等の提出期限は下表のとおりです。

届出名	提出期限
事前調査結果の報告（事前調査結果報告書）	事前調査後、遅滞なく（※）
特定粉じん排出等作業実施届出書	特定粉じん排出等作業の着手の中 14 日前
石綿排出等作業実施届出書	特定粉じん排出等作業の着手の中 14 日前
石綿濃度測定計画届出書	特定粉じん排出等作業の着手の中 14 日前 (特定粉じん排出等作業実施届出書と同時)
石綿濃度測定結果報告書	特定粉じん排出等作業の完了から 30 日以内 (作業完了報告書と同時)
作業完了報告書	特定粉じん排出等作業の完了から 30 日以内

※以下の解体等工事については、当該工事に係る以下の届出と同時に報告をお願いします。

- ・特定粉じん排出等作業実施届出書もしくは石綿排出等作業実施届出書の届出対象工事
特定粉じん排出等作業開始の 14 日前までに提出が必要です。
- ・建設リサイクル法の届出対象工事
工事着手の 7 日前までに提出が必要です。

＜届出期限の例（工事前の届出書）＞

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

提出期限(例 2)

左図を参考に、着手の中 14 日前までに、届出の提出をしてください。
なお、届出期限が市役所の休日に当たる場合は、その休日の前日（前開庁日）を提出期限とします。

＜届出期限の例（工事後の報告書）＞

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

左図を参考に、完了から 30 日以内に、報告書の提出をしてください。

なお、報告期限が市役所の休日に当たる場合は、その休日の翌日（翌開庁日）を提出期限とします。

関係法令・参考：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第67条の5、第67条の6、第67条の7

大気汚染防止法 第18条の15 第6項

第18条の17

Q3-6. 届出等に押印は必要か。

【A3-6】

アスベスト関係の届出等に、代表者印等の押印は不要となります。

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の押印が令和3年1月から不要になり、川崎市条例に基づくアスベスト関係の届出等についても令和3年4月から押印不要となりました。

Q3-7. 種類の違う届出等が必要な場合、1つにまとめて提出してよいか。

【A3-7】

複数の届出等が必要な場合、1つにまとめるのではなく、別々に分けてご提出ください（例えば、吹付け石綿を50m²以上除去する際には、特定粉じん排出等作業実施届出書と濃度測定計画届出書が必要になりますが、2種類の届出を1つにまとめたりせずに、それぞれ分けてご提出をお願いします）。

また複数の届出等で重複する資料（例えば工程表など）がある場合は、いずれかの届出等に添付いただければ、他への添付は省略可能です。

Q3-8. 濃度測定はどのような場合に義務がかかるのか。

【A3-8】

川崎市では、吹付け石綿もしくは石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材の使用面積が50m²以上の工事の場合に濃度測定（環境測定）を義務付けています。

ただし、特定粉じん排出等作業実施届出書の対象でない工事（非石綿部カットなど、特定建築材料の切断等を伴わない工事）の場合は、使用面積が50m²以上であっても濃度測定は不要となります。

濃度測定の義務が無い場合に自主的に測定をやっていただいても構いません（もし作業完了報告書の提出がある場合は、その結果を添付してください）。

関係法令・参考：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 第62条の13

Q3-9. 石綿含有仕上塗材や下地調整材の除去を行う場合、濃度測定は必要か。

【A3-9】

石綿含有仕上塗材や下地調整材の除去を行う解体・改造・補修工事の場合は、濃度測定（環境測定）の義務付けはありません。ただし、吹付けパーライトと吹付けバーミキュライトが使用されている場合は、吹付け石綿に該当するため、使用面積が 50 m²以上の際に濃度測定が必要となります。

Q3-10. 吹付け石綿や石綿を含有する断熱材等の封じ込めや囲い込みを行う場合、届出等は必要か。

【A3-10】

吹付け石綿等の封じ込めや囲い込みを行う場合、除去工事と同じ届出をしていただく必要があります。必要な届出に関しては Q2-9、Q3-1 を参照ください。

ただし吹付け石綿の囲い込みもしくは石綿を含有する断熱材等の封じ込め・囲い込みの場合で、切断等（切断や破碎、振動等といったアスベストの飛散するおそれのある場合）を伴わない場合は、特定粉じん排出等作業実施届、濃度測定計画届出書、濃度測定結果報告書、作業完了報告書は不要となります。

建築物の改造・補修の際の封じ込めや囲い込みの際は、届出の要否、工事の規模や工法、アスベスト建材の劣化状況等について環境対策推進課の方にご相談ください。

Q3-11. 保温材の使用されている配管を非石綿部でカットする工事を行うが、届出等は必要か。

【A3-11】

大気汚染防止法に基づく事前調査結果の報告については Q2-10 を参照ください。

アスベストの劣化の無い、石綿を含有する保温材が使用されている配管を非石綿部でカットし、そのまま廃棄する場合は、アスベストの飛散のおそれが無いため、例外として大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の提出は不要となります。そのため、市条例に基づく作業完了報告書や濃度測定義務についても対象外となります。

Q3-12. 石綿含有成形板等や仕上塗材の改造・補修工事を行う
が、届出等は必要か。

【A3-12】

令和4年4月1日以降に解体等に着手する工事に関しては、工事の請負代金が100万円以上の場合に、事前調査結果の報告が必要となります。詳しくはQ2-10を参照ください。

Q3-13. エアコンや携帯基地局の工事などで、外壁の仕上塗材や下地調整材にアスベストの含有があり、外壁の除去や補修等はせず、コア抜きやアンカー打ちを行いたい。届出等は必要か。

【A3-13】

令和4年4月1日以降、電動工具等を用いてアスベストが含有されている壁面等に穴を開ける作業を行う場合、工事の請負金額が100万円を超える場合は事前調査結果の報告が必要になります。詳しくはQ2-9、Q3-1を参照ください。

なお工事の際は、集じん機付きのドリルの使用や湿润化、養生等、適切な飛散防止措置をとって作業するようお願いいたします。